

## 広報ほんじょうアンケートプレゼント企画実施要領

### ○目的

アンケートを行い、市民の声を活かしたより良い広報紙づくりを行うとともに、本庄市内の優良な物品を紹介することで産業振興と販売促進を図ることを目的とする。

### ○プレゼント企画の流れ

- ①広報ほんじょうプレゼント提供申込書により、申込（事業者）
- ②広報紙にアンケートとプレゼントを掲載（秘書広報課）
- ③当選者にプレゼント引換券を送付（秘書広報課）
- ④当選者が店頭で引換券とプレゼントを交換（事業者）

### ○対象事業者

本庄市内にプレゼントを交換できる事業所を有する。

### ○プレゼントの規格

- 1 プレゼントは、原則として総額5,000円相当以上のものとし、1名当たり定価で総額500円相当以上のものとする。
- 2 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して2か月以後に設けるものとする。

### ○広報紙掲載の位置等

- 1 広報ほんじょうにプレゼント記事を掲載する月、位置、大きさ等は、市が指定する。
- 2 原則として掲載号から12か月以内に発行される広報ほんじょうには同一の事業者を掲載しない。

### ○プレゼントの提供方法

- 1 プレゼントは、原則として、市が作成する引換券により掲載事業者の本庄市内の店頭において引き換えるものとする。
- 2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。
- 3 引換券には、シリアルナンバー及び引換期限を印字するものとする。

○その他留意事項

- 1 市は、内容によって掲載を拒否することができる。
- 2 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。
- 3 プレゼントの内容に関して生じた責任は掲載事業者が負う。
- 4 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。
- 5 応募は同一月において1世帯1回までとする。同一月内に複数回の応募があった場合は、1回の応募とみなす。